

令和7年分の年末調整における主な改正事項

本年12月に行う年末調整においては、基礎控除の見直し等の改正が行われていますので、ご注意ください。

1. 基礎控除の見直し等

・基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額	132万円以下	132万円超 336万円以下	336万円超 489万円以下	489万円超 655万円以下	655万円超 2,350万円以下
控除額	95万円	88万円	68万円	63万円	58万円

・給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

・扶養親族等の所得要件の改正

扶養控除等の対象となる扶養親族の所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられるなど、所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	所得要件
扶養親族、同一生計配偶者、ひとり親の生計を一にする子	58万円以下
勤労学生	85万円以下

・特定親族特別控除の創設

所得者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除として、特定親族特別控除が創設されました。

<年末調整における留意事項>

- ① 従業員の方に、改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか確認してください（法改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がある場合には、「扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けてください。）。
- ② 特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員の方から、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。
- ③ 改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて、年末調整の計算をしてください。

2. 調書方式による住宅借入金等特別控除の適用

令和7年分の年末調整からは、調書方式※による住宅借入金等特別控除の適用を受ける従業員の方がいます。

※ 調書方式とは、金融機関等から提供された情報に基づいて、国税当局から所得者本人（従業員の方）に住宅借入金等の「年末残高情報」を提供する方式をいいます。調書方式による住宅借入金等特別控除の適用を受ける従業員の方は、調書方式に対応した金融機関等に対して「住宅ローン控除の適用申請書」を提出した従業員の方となります。調書方式の概要や調書方式に対応した金融機関等については、国税庁ホームページをご確認ください。

<調書方式の場合の留意事項>

- ・従業員の方が給与の支払者に提出する「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 兼 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」（控除証明書）に「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が不要となります。
- ・控除証明書等は、原則、「住宅借入金等の年末残高」や「住宅借入金等特別控除額（見込額）」を記録し、又は記載した上で、税務署から従業員の方に交付されます。（控除証明書等の交付時期は、電子交付の場合は、毎年11月中旬頃、書面交付の場合は入居2年目の11月下旬頃となります。）。

3. 通勤手当に係る非課税限度額の改正

通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となることがあります。年末調整の前には、国税庁ホームページで最新情報を必ず確認してください。